

指定障害児通所支援事業者の指定の取消しについて

東大阪市は、下記事業者について、児童福祉法（以下「法」とする）に基づく指定を取消しましたので、お知らせします。

記

1 対象事業者

- (1) 名 称 総合福祉合同会社
- (2) 代表者名 代 表 社 員 上中 誠
- (3) 所 在 地 大阪府大東市泉町一丁目 13 番 2 号

2 対象事業所

- (1) 名 称 こどもスポーツひろばつなぐ
- (2) 事業種別 児童発達支援、放課後等デイサービス
- (3) 所 在 地 東大阪市吉田下島 4 番 39 号
- (4) 指定年月日 平成 29 年 3 月 1 日

3 指定の取消日

令和 2 年 6 月 30 日

4 処分理由

不正請求（法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 5 号）

ア 減算して請求しなければならない人員体制であったにもかかわらず、実際に勤務していない職員を勤務していることとして虚偽の届出をし、不正に障害児通所支援給付費を受領した。

イ すでに退職した職員を勤務していることとして虚偽の届出をし、児童指導員等加配加算を算定し、不正に障害児通所支援給付費を受領した。

ウ 利用していない児童を利用したこととし、虚偽の記録等を作成し、架空の請求を行い、不正に障害児通所支援給付費を受領した。

5 事業者に対する経済上の措置

障害児通所支援給付費に係る返還額

不正請求額 11,530,833 円

加算額 4,612,333 円

合計 16,143,166 円

東大阪市福祉部指導監査室
障害福祉事業者課
電話：06-4309-3187